## 介護保険料額決定通知書を送付します

65歳以上の方の平成28年度介護保険料(平成28年4月~平成29年3月分)を、平成28年度の市町村民 税などをもとに計算を行い、決定通知書を7月下旬ごろに郵送します。

年金から介護保険料が天引きされている方は、今回決定した年間保険料額から既に天引きされた分を差 し引いた額が、10月以降に天引きされます。

納付書、口座振替などで納めている方は、8月から来年3月まで納めます。

なお、年間18万円以上の老齢(退職)、障害、遺族年金を受給している方は年金天引きとなりますが、65歳 になった方、広域連合外の市町村から転入した方は、半年~1年後に年金天引きが開始となります。

保険料を特別な事情がなく滞納されると、介護サービス利用時の給付が制限されます。介護保険は皆さま からの保険料で成り立つ制度ですのでご理解とご協力をお願いします。

### 所得段階別の保険料の計算方法と年間保険料額について

所得 段階	対象者			計算 方法	年間 保険料額
1	生》	生活保護受給者			29,941円
	Щ	世 老齢福祉年金受給者、公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方			
2	世帯非課税	公的	日本金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75	49,901円
3	税	公的	り年金等収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方	基準額×0.75	49,901円
4	世帯課税	本人非課税	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.9	59,882円
5			公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	基準額	66,535円
6		本人課税	合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	79,842円
7			合計所得金額が120万円以上150万円未満の方	基準額×1.3	86,496円
8			合計所得金額が150万円以上190万円未満の方	基準額×1.4	93,149円
9			合計所得金額が190万円以上240万円未満の方	基準額×1.5	99,803円
10			合計所得金額が240万円以上290万円未満の方	基準額×1.6	106,456円
11			合計所得金額が290万円以上320万円未満の方	基準額×1.7	113,110円
12			合計所得金額が320万円以上350万円未満の方	基準額×1.8	119,763円
13			合計所得金額が350万円以上380万円未満の方	基準額×1.9	126,417円
14			合計所得金額が380万円以上410万円未満の方	基準額×2.0	133,070円
15			合計所得金額が410万円以上440万円未満の方	基準額×2.1	139,724円
16			合計所得金額が440万円以上の方	基準額×2.2	146,377円

問い合わせ 福祉課 高齢者支援係 ☎934-2243 福岡県介護保険広域連合 ☎643-7055

### 被 後期 保 高輪者 険者証 医 療 度

8月から

別の大学では、7月31日(日)までの有別には、7月31日(日)までの有別期限となっています。 8月1日(月)から使用できる被保険者証(桃の有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短いたがし、保険料の滞納がある場合は、通常より短いだし、保険料の滞納がある場合は、通常より短いがくことがあります。 8月1日(月)から使用できる被保険者証(桃の神保険者証(桃色)を医療機関の窓口に提示してくています。

が届かな. 31 くださ い場合は、住民課窓口へお問い合わせ日(日)までに新しい被保険者証(桃色) の自己負担割合を

認くださ

### 1. c な は、住民 で あって かっと な 。 す 。 ♪ 月で1。得が145万円以上である場合には、海保険者のいずれかの人の市町村民税(自己負担割合は、通常1割ですが、同 7月までの1年間の自己負担割合の判定を行毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年合は、1割または3割です。 医療機関で受診する際の医療費の自己負担割 ます 1、アの1または3、次の1または6円民税課税の1 対民税同 、3割とな同じ世帯の

520万円未満同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が 9れば1割の自己負担割または2に該当する場合課税の所得が145万円

・同じ世帯の被保険者が本人のみの場合 (次の①または②に該当) ②本人と同じ世帯の70歳から74歳まで ②本人と同じ世帯の70歳から74歳まで 5 人のみの場合

「歳までの

## が8月に更新となります

は別に7月下旬にお届けします。 日(月)からの新しい減額認定証を被保険者証と度の市町村民税が非課税世帯の方には、8月1度の市町村民税が非課税世帯の方で、平成28年減額認定証をすでにお持ちの方で、平成28年7月31日(日)になっています。限は、平成28年7月31日(日)になっています。限は、平成28年7月31日(日)になっています。の有効期認定証(以下、減額認定証と言います)の有効期認定証(以下、減額認定証と言います)の有効期限で、使用中の限度額適用・標準負担額減額

問い合わせ

合わせ

☎福 9 祉3 課

4-227

8

【場合があります。 や入院期間を確認できるものや入院期間を確認できるもの被保険者証・印鑑・その他

ものが必要になる額を証明するもの

国保医療係

方は

交付・修理の決定を受けられ

た

9月27日(火)

·受けていただきます。 1月8日(火)完成品検査(久山町) )月27日(火)適合判定(久山町)

(志免町)

(減額認定証とは) 「減額認定証とは」 「減額認定証の交付を希望する場 を医療機関窓口に提示すると、医療費の自己負 を医療機関窓口に提示すると、医療費の自己負 を医療機関窓口に提示すると、医療費の自己負 を関窓口に提示すると、医療費の自己負 をと、のである方が入院 である方が入院 **2**934-2241

ります。

受付時間は予約者数により変わ8月24日(水)

巡回相談

福岡県後期高齢者医療広域連合

ます **☎**651-3111

11月8日(火)完成品検 会場 シーメイト(志) ・必要なもの ①前回交付(修理)を受けた補

予約申込締切●予約申込締切②印鑑 ③身体障害者手帳 日(月)

装

# 

判定、処方を行います。
交付・修理などの相談受付や要否要とされる方を対象に、補装具の男体障害者の方で、補装具を必

お身知体にはいます。 回相談 の

広報うみ